

申請枠区分

通常枠

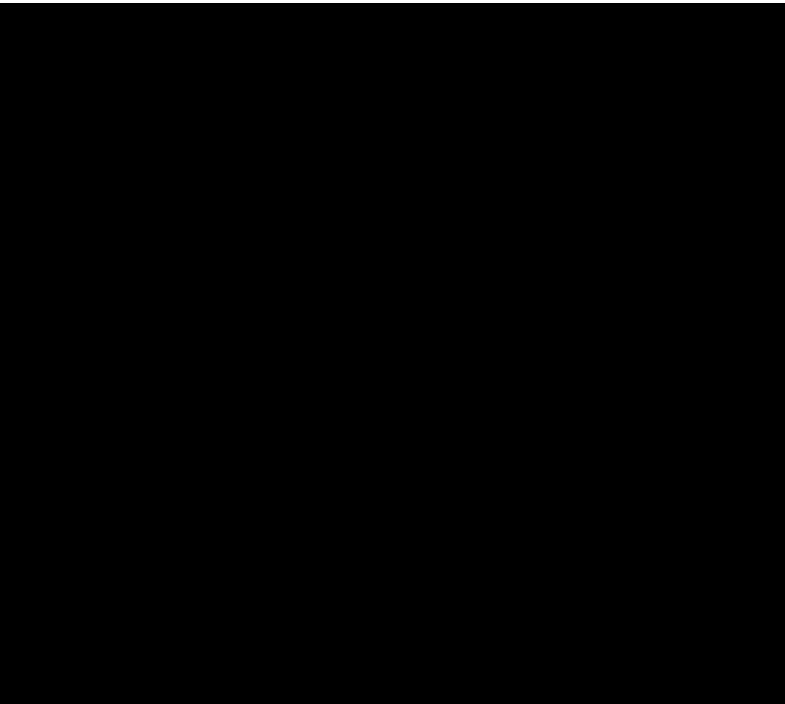
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益社団法人中越防災安全推進機構

団体代表者 役職・氏名

理事長 中林一樹

分類

法人番号

110005012504

団体コード

申請団体の住所

新潟県長岡市大手通二丁目6番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	少数社会における新しいむらづくり事業		
	事業名(副)	「人口減でも人材増」「過疎なのに過密」なむらづくり		
	団体名	公益社団法人 中越防災安全推進機構	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="checkbox"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="checkbox"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	これまで家長（男性）が中心となっていた地域運営の話し合いに女性や若者の参画を促進する。
8.働きがいも経済成長も	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	地域資源を利用して、若者から高齢者まで、旧住民・新住民が1人でも多く、地域で働く場を得られるようにする。
11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	中山間地域に住み続けたいという意思のある方が、安心して生きがいを持って暮らし続けられる仕組みづくりを行う。

_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	事業を進める上で、行政機関や民間団体、都市部の企業や個人にも参画してもらい、継続的な関わりが持てる仕組みを作る。
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 本団体は2004年に発生した中山間地域に甚大な被害をもたらした新潟県中越地震を契機として設立された団体。震災復興の経験を活かし、人口減少が進む中山間地域や地方都市で安全・安心で誇りが持てる地域社会を実現することを目的としている。	114/200字
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

(2)団体の概要・活動・業務 本団体は、主に防災によるまちづくりを進める「地域防災力センター」と中山間地域の維持・活性化を目的とした「にいがたイナカレッジ」の2つの部署で構成されている。本事業は「にいがたイナカレッジ」が担う。にいがたイナカレッジは震災復興の地域づくりから発展し、地域を維持・活性化させていくための「人づくり」に主眼を置き、独自のインターン事業・移住事業や自治体からの受託事業を行ってきた。	188/200字
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/1	対象地域	新潟県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	中山間地域の地域運営を担う組織の連携体（想定グループ） 複数集落で構成される地域運営組織（振興会組織・中山間地域等直接支払制度広域協定など）+ 中間支援組織・地域サポート人材（集落支援員・地域おこし協力隊など）					(人数)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 100名 ・中間支援組織 スタッフ・理事 10名 ・地域サポート人材 3名 計113名×7グループ=791名 	
最終受益者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の住民 ・対象地域の地域政策担当課、農林業担当課の職員 ・新潟県内外の中山間地域対策に取り組む団体・人材 					(人数)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の住民1,000名×7事業=7,000名 ・対象地域の地域政策担当課、農林業担当課の職員 30名×7事業=210名 ・中山間地域対策に取り組む団体・人材10名×30自治体=300名 	
事業概要	<p>中山間地域の集落では、人口減少とともに成行き的に地域資源が失われている。農地は耕作放棄地となり、年配の方々が持っていた知恵や知識、技術は継承されないまま消失されていっている。中山間地域が都会とは違う価値観で人々を引き付けるには、この地域にある地域資源を守り、活用していくほかに道はない。本事業では、まず地域の一人一人が持っている資源を徹底的に洗い出し、その資源の保全、活用のマネジメントしていく体制を構築する。以前は地域の強いリーダーが、資源管理や農地や空き家の貸し借りなどに積極的に介入・調整を行ってきたが現在は稀。地域として、管理・マネジメントを行っていくことが重要。そして地域の数値的な「人口」を追うのではなく、地域資源の管理や活用をしてくれる「人材」を増やしていくための取り組みを進める。具体的には、地域内外の人材の発掘・獲得、資源利用をしやすくするための農業機械や設備の整備を進めていく。このような取り組みを実践しながら、自分たちの地域をどうしていきたいのかを、地域内外の人材が集まって話し合う場を継続的に行うことで、少しずつ地域の人たちが願っている姿を形に、言葉にしながら地域の未来を作っていく。本事業では、このような考え方に共感する実行団体から地域の実情に応じた想いやアイデアを出してもらい、中長期的に活動を続けていける組織基盤や行政機関・地域外団体との関係構築などの環境整備を進める。</p>							
600/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	950/1000字
<p>小規模農村集落では著しい人口減少が続いている。2015年から2020年の人口減少率を新潟県小千谷市を例に見ると、県全体では-4.7%、市全体では-6.6%であることに對し、中山間地域に位置する地区の一つである真人地区では-26.9%となる。真人地区で県・市全体に比べて著しく人口減少が進んでおり、5年間で人口の4分の1がいなくなり、実数にして1,206人から1,008人と370人の減少だ。また中山間地域の文化・生業としても重要な農業に関しては、県全体で2000年から2020年の間に農家数が59,085人から28,907人に半減（農林業センサス2020年）、農地面積は50,186haから43,027haに1割減となっている。</p> <p>著しい人口減少が進む中山間地域では、地域運営に必要な人間の数が単純に不足をしている。農地維持の面では、一戸あたりが担っている経営面積は、2000年から2020年の間に1.3haから2.2haへと急増している。農地維持以外にも消防団や民生委員などの人材の不足、さらには人口減少から不採算路線となったバスの廃止など、数の減少が悪循環を生んでいる。</p> <p>中山間地域ではこれまで国・県・市などから様々な対策が行われてきたが、町村合併や職員の減少から目が届きにくい地域となり、地方創生では「イメージほど不便さはなく、地方都市の良さを享受できること」等売りにした町場での移住・定住施策が中心となり、中山間地域はその流れに乗れていない。地方創生事業において目玉の人材誘致施策である地域おこし協力隊制度では、中山間地域に配属される隊員の割合は県内全体で見れば3割に過ぎない（独自調査）ことが、政策の優先度が落ちていることの一つの証明と言える。</p> <p>中山間地域対策は50世帯未満など小規模化した集落単位では、現状維持で精一杯である。そのため本事業では複数集落で構成する団体を対象として、現状を良くする攻めの活動ができる単位を対象とする。また地域をサポートする人材としては職員の減少等で手が回らない自治体ではなく、民間の中間支援組織や地域おこし協力隊・集落支援員などの地域サポート人材に参画してもらう。そのことで、本事業に限らず中山間地域を支える人材を数多く育て、広く効果を波及できると考える。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	198/200字
<p>地域運営を支援する制度として「農村RMO形成推進事業」がある。制度開始からの取り組み数は県内で2地域のみで、いずれも地域づくりの有名な地域。つまり農村RMO事業に取り組むことで、新たな仕組みを構築したという事例ではない。人材育成面では、地域おこし協力隊や新規就農制度等がある。地域おこし協力隊で中山間地域に配属される割合は3割のみ。新規就農制度は大規模専業農家の育成が目的で中山間地域でが不適合。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	194/200字
<p>2011年からスタートした長期インターンシップや農業研修生事業では、これまで100名以上の参加者があり6割以上が定住。地域おこし協力隊の導入・運用支援を県内5市町村から事業を受託。同事業の支援組織「新潟県地域おこし協力隊サポートネットワーク」の事務局を担う。中山間地域等直接支払制度を活用した、持続的な中山間地域農業の仕組みづくりやコーディネーター人材育成などを県内市町村で支援している。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
<p>中山間地域対策を行う市町村の農林水産担当職員数は18年間で28.4%と減少が著しい。また住民の納得感や主体的な活動がなければ進まないため、行政が音頭を取ることに限界がある。さらに行政資金では予算化まで1～2年を要するケースが多く、地域の熱の高まりと合わせた支援が困難。そのため中間支援団体等を含めたコレクティブな推進体制を作り、地域に伴走しタイミング良く支援を行う民主導のプロジェクトに意義がある。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
地域の資源管理を適切に行い、新住民や次世代が地域を担う「人材」のサイクルが生まれ、住民自身が地域の存続を疑わない自信やプランを手に入れられている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
A.人口減少に伴い消失しつつある地域資源（農地等の物理的な物だけでなく、高齢者の知恵や知識、技術等）が発掘・管理され、新たな人材が活用できる状況になる		①地域資源データ・マップデジタル化の有無 ②地域資源の公開の有無		それぞれの地域の2026年の現状			①デジタルデータ・マップがある（2027年3月） ②地域資源がWeb等で公開されている（2028年3月）
B.資源活用をマネジメントする体制（農地などの地域資源と新規人材のマッチングをするなど）を構築することで、地域資源の利活用が進むようになる		①マネジメントグループの有無 ②地域資源のマッチングの有無		それぞれの地域の2026年の現状			①マネジメントグループがある（2028年3月） ②マッチングが1件以上ある（2029年3月）
C.地域資源を活用しやすい環境（共同利用できる農業機械や設備等）を構築することで、新規人材の事業参入障壁を低くする		①地域共同での機械や設備の有無 ②拠点性のある場所の有無		それぞれの地域の2026年の現状			①共同機械・設備がある（2029年3月） ②拠点性のある場がある（2029年3月）
D.新規人材による就農・事業開発が生まれ、地域の資源活用の促進され、働く場の創出にもつながっている		①新規事業の数 ②新規で資源活用をする人材の数 ③農業指導ができる人材の数		なし			①新規事業が1つ以上ある（2029年3月） ②新規人材が1名以上いる（2029年3月） ③指導人材が1名以上いる（2028年3月）
E.取組みに共感する地域内外人材の増加し、地域で事業を生み出す人、地域の取組みを応援する人が増えている		①地域外の仲間づくりを行うための取組み数 ②地域内外の人が集いビジョンを話し合う場の開催数		それぞれの地域の2026年の現状			①継続的に行っている取組み数1つ以上（2028年3月） ②ビジョンを話し合う場年1回以上（2029年3月）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
F.【現状把握】地域の既存のビジョンや歴史、関係者が整理されている		①既存の各分野（農業、福祉等）のビジョン・プランの存在有無の確認・内容を整理した資料の有無 ②地域のこれまでの地域づくりの歴史を整理した資料の有無 ③地域の関係団体の関係図資料がある	なし		①資料がある（2026年9月） ②資料がある（2026年9月） ③資料がある（2026年9月）
G.【組織基盤強化】中長期的に活動できる基盤を持った組織が形成され、人材のサイクル、事業の創出が継続的に行われるようになる		①地域資源の洗い出し・整理 ②地域の話し合いが定期開催の有無 ③地域の取り組みの実行グループの有無 ④行政施策活用の有無 ⑤実行団体同士の情報交換・交流の場の有無	なし		①整理されている（2027年3月） ②月1回以上開催されている（2029年3月） ③実行グループがある（2027年3月） ④新規活用が1つ以上ある（2029年3月） ⑤場が年1回以上ある（2029年3月）
H.【組織基盤強化】中間支援組織のスタッフ・地域サポート人材（集落支援員、地域おこし協力隊）が育成され、地域の中長期的なパートナーとしてとして、当該地域以外にも取り組みが波及されるようになる		①地域の話し合いや活動のコーディネートができる人材の有無 ②中山間地域施策や全国事例に精通した人材の有無 ③デジタルスキルに精通した人材の有無	なし		①～③各実行団体に構成される中間支援組織や地域サポート人材に1名以上いる（2029年3月）
I.【環境整備】地域資源・情報がデジタル化され、地域資源の管理活用が進みやすい環境になる		①デジタル化された農地マップの有無 ②デジタル化された地域資源データ・マップの有無	なし		①デジタル農地マップがある（2027年3月） ②デジタル地域資源データ・マップがある（2027年3月） ③地域の情報を発信する媒体がある（2027年3月）
J.【環境整備】中長期的に連携できるパートナーシップが構築され、行政機関や地域外からも取り組みに関わる人材のサイクルが生まれるようになる		①定期広報誌発行の有無 ②行政機関向けの定期活動報告会の有無 ③地域内外の人材が集まり地域ビジョンを話し合う場の有無 ④関係団体とのマッチングの有無			①年4回以上発行されている（2029年3月） ②年1回以上開催されている（2029年3月） ③年1回以上開催されている（2029年3月） ④1件以上のマッチング事例がある（2029年3月）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>A.地域資源の発掘・管理</p> <p>何もしなければ消失していく地域資源を徹底的に調査をし、デジタルデータで管理する。そのことで地域内外の人が活用でき、事業活用につなげることができる。</p> <p>(具体活動) 住民一人ひとりが管理している地域資源の洗い出し、農地・担い手を整理(地域計画の見直し)、農地・地域資源をデジタルマップ化</p>	2026年7月～2029年3月	153/200字
<p>B.地域資源マネジメント</p> <p>地域資源はデータ管理をしているだけでは活用されていない。特に農地や空き家など物理的な資源の活用は、地域内に調整・マッチングをする人材が欠かせない。地域資源を新規人材の手に渡るまで管理し、調整マッチングできる体制を県内外の事例研究などを通して方向性を検討する。</p> <p>(具体活動) 地域資源マネジメント体制の事例学習・視察・方向性の検討</p>	2026年7月～2028年3月	177/200字
<p>D.事業活動創出</p> <p>「農業を継業したい」「地域内で働く場所を作りたい」など地域資源を活用した仕事に関心のある人材を発掘する。また就農希望者向けに農業指導ができる人材のグループ化をする。そのことで事業を創出するための地域内の人材候補を作る。</p> <p>(具体活動) 地域内の次世代人材(20～50代)の意向調査、農業指導ができる人材の選定・グループ化</p>	2026年7月～2027年3月	167/200字
<p>E.共感内外人材増</p> <p>地域外の人材が関われる機会や場の検討をする。また地域内外に地域の思いに共感できる人材を作るために、地域のビジョンの話し合いに加わる機会を作る。このような機会を継続的に作ることで、地域内外に仲間として取り組みに加わってくれる人材を作る。</p> <p>(具体活動) 地域外の仲間づくりを行うための場づくり・取り組みの検討、地域内外の人が集い取組みを共有し、地域ビジョンを話し合う場の開催</p>	2026年7月～2029年3月	196/200字
<p>A.地域資源の発掘・管理</p> <p>可能な限り発掘した地域資源をWebで公開する。単純なテキスト・写真だけでなく、動画なども活用。地域外の人がおもしろいと思ってもらえる公開の仕方を検討する。取り組みに加わってくれる人材をつくることにつなげていく。</p> <p>(具体活動) Web等での地域資源の公開</p>	2027年4月～2028年3月	138/200字
<p>D.事業活動創出</p> <p>地域で事業を行う地域内外の人材を実際に募集していく。地域外からは地域おこし協力隊や新規就農者の募集なども検討する。想定する事業内容によっては、小さなトライアルを実施し、資源活用環境整備の検討につなげていく。</p> <p>(具体活動) 人材確保に向けた取り組み開始、事業化の小さな実践</p>	2027年4月～2029年3月	143/200字
<p>C.地域資源活用環境</p> <p>事業活動を行う人材やアイデアの芽が出てきたタイミングで、事業化のハードルを下げるための環境整備について検討する。そのことにより事業化を加速させる。</p> <p>(具体活動) 必要な環境整備の内容・設計についての検討</p>	2027年4月～2028年3月	111/200字
<p>B.地域資源マネジメント</p> <p>事業化の状況に応じて、実際に地域資源のマッチングを行っていく。事業規模は問わず、様々なマッチング事例が生まれることで、地域住民が構想してきた仕組みへの手ごたえを得られる。</p> <p>(具体活動) 新規人材へ地域資源のマッチング</p>	2028年4月～2029年3月	120/200字
<p>C.地域資源活用環境</p> <p>事業化の状況に合わせて、具体的な環境整備に着手する。具体的な事業環境が整うことで、地域内のビジョンが具体的に見えてきて、地域住民のビジョンの手ごたえを得られる。</p> <p>(具体活動) 新規人材に必要な環境整備に着手、新規人材が活動を開始</p>	2028年4月～2029年3月	124/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
F.現状把握 実行団体の採択直後に支援の方向性等を定めるために、地域の現状把握を徹底的に行い、地域状況を可視化する。 (具体活動) 地域内での説明会の開催、既存農業や福祉等のビジョンプランの存在の有無・内容の確認、集落史のヒアリング・整理、地域の構成団体のヒアリング・関係図づくり	2026年7月～2026年8月	139/200字
G.組織形成 地域の小さな動きを、事業終了後までに継続した活動ができる組織として育てる。いきなり法人化等を検討するのではなく、地域のベースに合わせた話し合い、具体的な実行グループづくりから行い、3年かけてビジョンを育てていく。 (具体活動) 地域資源の洗い出し支援、地域の話し合い・活動支援、ヴィジョンづくり、実行団体同士の情報交換・交流の場づくり	2026年7月～2029年3月	173/200字
G.組織形成 事業後半から継続していける組織体制・財政基盤について具体的な検討を進める。事業が終わって縮小していくことは想定せずに、事業化に伴う地域内の資金循環や民間資金・行政施策を活用した財政基盤の安定を目指す。 (具体活動) 組織化支援、民間資金・行政施策を活用した財政基盤の検討	2028年1月～2029年3月	141/200字
H.中間支援組織・サポート人材育成 事業終了後に地域のパートナーとして、また実行団体地域の周辺地域にも取り組みを波及していく役割を担えるスキルを身につける。そのために、地域の取り組みのコーディネートスキル、国や県の中山間地域施策等の学習、デジタルスキルの学習等を想定。 (具体活動) 各実行団体の中間支援組織スタッフ・地域サポート人材の研修・交流会の実施(年4回)、協働でのアセスメントの実施	2026年7月～2029年3月	195/200字
I.デジタル化支援 地域資源のデジタル化を進めることで、地域内外の人が情報にアクセスしやすくなり、資源活用が進む。 (具体活動) 農地・地域資源のデジタルマップ化支援、補助金事務等の効率化の検討・実践	2026年7月～2029年3月	99/200字
J.パートナーシップ構築 地以外への徹底的な情報の共有、対面でビジョンやプランについて話し合える機会が数多く作る。地域の人や情報に触れる機会を増やすことで、中長期的に地域との関わりを持つ人を増やす。 (具体活動) 実行団体の活動状況を行政機関、他地域等に伝えるための定期広報誌の発行(年4回)、行政機関向けの定期活動報告会の開催(年1回)、地域内外の人が集い取組みを共有し、地域ヴィジョンを話し合う場の支援、必要に応じた関係団体との連携・調整コーディネート	2026年7月～2029年3月	228/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・「各実行団体の取り組み状況」「全国の様々な取り組み事例」「地域づくりの施策情報」などを紹介する広報誌を4半期に1回制作し、実行団体の地域住民、行政機関、関連民間団体に送付し、可能な限り情報を公開する。 ・本事業専用のWebサイト、SNSを整備し、インターネット上での情報発信も重点的に行う。 ・各実行団体に構成されている中間支援組織や地域サポート人材と連携し、本事業の認知度を高める。 	193/200字
連携・対話戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・定期広報誌や関係団体への訪問を通じて、本事業についての理解や協力を促す。 ・各実行団体には可能な限り取組みを開放してもらい、関心を持つ方が入ってこれる機会を作る。 ・年1回報告会を開催し、実行団体の取り組み状況やそこから得られた知見を、行政機関や関連民間団体とシェアする。 ・行政機関とは、出口での既存施策への接続や新規事業提案も含めて継続的な対話の場を設ける。 	182/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>・各地の中間支援組織と本事業を通して、強い関係性を構築し、持続的なネットワークとする。事業終了後もスタッフの人材育成や各地域の取り組み状況や知見のシェアを継続的に行えるようにする。</p> <p>・本事業やこれまでの取り組みから得られた中山間地域の地域づくりの知見を、県内外に発信・シェアする方策を重点的に行うことで、当法人の中山間地域対策におけるポジションをより強固なものとする。</p> <p>・本事業を元に中山間地域の地域づくりを支えるコミュニティファンドの形成を目指す。当法人は「公益社団法人」ではあるが、寄付金控除を活かした寄付促進などの取り組みに着手できていなかった。具体的には、県内で先行して取り組みのあるまちづくりファンドや民間財団の助成事業との連携、経済界との情報交換や連携可能性などを模索し、継続的に助成事業に取り組めるようにする。</p>	362/400字
実行団体	<p>・組織体制としては法人化の有無は問わないが、役員・事務局体制といった安定した人材基盤を構築する。また地域内外の多様な主体が関わりを担保する組織文化を本事業を通じて構築する。</p> <p>・経済面では、農業も含む地域内の事業による収益が次の人材育成や事業に循環する仕組みを構築する。例えば、本事業で整備した農業等の機会や設備の利用には一定の利用料を設けて、機械の更新や人材育成投資できるようにする。</p> <p>・行政施策を活用し、一定期間の定額交付を受けられる中山間地域等直接支払制度の有効活用、人材確保に役立てられる地域おこし協力隊制度や集落支援員制度を積極的に活用。また本事業で得られた知見から、新規の政策提案まで持っていくことを目標とする。</p>	312/400字

VII. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	2/800字
なし	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	779/800字
<p>【中山間地域の人材育成】長期インターンシップ事業（2011年～長岡市、柏崎市、十日町市など）、農業研修事業アグリバス事業（2020年～2024年 小千谷市、柏崎市）、地域おこし協力隊活用促進事業（2023年～現在 新潟県）、地域おこし協力隊導入・運用サポート（2011年～胎内市、新発田市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、糸魚川市など）など</p> <p>【中山間地域農業】中山間地域等直接支払制度 広域協定運営業務、棚田地域振興計画の策定・運用、スマート農業加算計画の策定・運用（2017年～小千谷市）、中山間地域等直接支払制度広域協定設立支援（2024年～刈羽村）など</p> <p>【中山間地域の関係人口創出】大学生の地域づくりインターン事業（新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、胎内市）、関係人口創出・拡大のための中間支援組織の提案型モデル事業（2022年内閣府）、農作業ボランティアWorkRice事業（柏崎市、魚沼市）</p> <p>【中間支援組織の設立支援】NPO法人市民協働ネットワークながおかの設立・人材派遣（2009年～2012年 長岡市）、NPO法人つくりんくの設立支援（2024年 小千谷市）、地域おこし協力隊OB・OGによる地域サポート組織の設立支援（2023年～2024年 新発田市、糸魚川市、魚沼市、小千谷市など）など</p> <p>【助成事業】新潟ろうきん福祉財団NPO等助成事業 審査員など</p> <p>【委員・アドバイザーなど】地域力創造アドバイザー（総務省）、中間支援組織育成プロジェクトアドバイザー（2025年 新潟県）など</p> <p>【著書・共著・寄稿】震災復興が語る農山村再生: 地域づくりの本質（2014年 コモンズ）、半農半X これまで・これから（2021年 創森社）</p> <p>【表彰】平成28年過疎地域優良事例表彰「多様な人材による中越の新しい地域づくり」（一般社団法人全国過疎地域連盟）</p>	

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	7団体程度	
(2)実行団体のイメージ	「複数集落で構成される地域運営組織」と「中間支援組織・地域サポート人材」による連携事業体 ※複数集落で構成される地域運営組織→振興会組織・中山間地域等直接支払制度広域協定など ※地域サポート人材→集落支援員・地域おこし協力隊など	115/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2千万円～2.5千万円	11/200字
(4)案件発掘の工夫	・本団体が有している行政機関や中間支援組織などのネットワークを活用した直接的な発掘 ・県内4カ所（下越エリア、中越エリア、魚沼エリア、上越エリア）での対面での説明会の実施（オンラインでの録画配信） ・随時個別相談会を実施 ・応募を検討している地域への訪問説明会の実施	133/200字

Ⅸ.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：内部4名、外部4名 ・マネジメント体制：（統括）理事・[REDACTED]（統括補佐/監督）業務執行理事 [REDACTED] ・経理体制：（経理担当） [REDACTED] ・PO体制：（PO主担）理事・ [REDACTED]、（PO副任） [REDACTED] ・外部分野専門家：2名 県内実践者 ・外部評価専門家：2名 県外大学教授・准教授 				196/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	2	新規採用人数 (予定も含む)	0	名	予定あり(詳細は右記のとおり)
		既存PO人数	2	名	予定あり(詳細は右記のとおり)
					[REDACTED]は県内自治体受託事業と兼務想定。本事業9割、他事業1割。 [REDACTED]は県内自治体受託事業と兼務想定。本事業3割、他事業7割想定。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	本事業は、本団体の一部局であるにいがたイナカレッジが業務を遂行する。にいがたイナカレッジセンター長が理事会、理事長の命を受け事業の統括を行い、業務執行理事が補佐をする。コンプライアンスの徹底は、にいがたイナカレッジセンター長が職員に行い、業務執行理事がにいがたイナカレッジセンター長に行う。コンプライアンス違反に関する通報は業務執行理事を窓口とする。				175/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/02/28	
資金分配団体	事業名	少数社会における新しいむらづくり事業
	団体名	公益社団法人 中越防災安全推進機構

	助成金
事業費	173,671,900
実行団体への助成	170,000,000
管理的経費	3,671,900
プログラムオフィサー関連経費	19,459,800
評価関連経費	6,231,000
資金分配団体用	2,031,000
実行団体用	4,200,000
合計	199,362,700

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	171,278,500	1,194,900	1,198,500	173,671,900
実行団体への助成	0	170,000,000	0	0	170,000,000
-					
管理的経費	0	1,278,500	1,194,900	1,198,500	3,671,900

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	6,837,800	6,312,800	6,309,200	19,459,800
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,966,200	4,966,200	4,966,200	14,898,600
その他経費	0	1,871,600	1,346,600	1,343,000	4,561,200

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,297,000	1,887,000	2,047,000	6,231,000
資金分配団体用	0	897,000	487,000	647,000	2,031,000
実行団体用	0	1,400,000	1,400,000	1,400,000	4,200,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	180,413,300	9,394,700	9,554,700	199,362,700

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	中越防災安全推進機構		
郵便番号	940-0062		
都道府県	新潟県		
市区町村	長岡市		
番地等	大手通二丁目6番地		
電話番号	0258-39-5525		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.cosss.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://inacollege.jp/	
設立年月日	2006/09/05		
法人格取得年月日			

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカバヤシ イツキ
	氏名	中林 一樹
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	18
理事・取締役数 [人]	16
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	8
常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	48
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	41
個人その他会員 [人]	7

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	「北陸地域の活性化」に関する研究助成

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	少数社会での中山間地域維持モデル形成支援事業
団体名:	公益社団法人中越防災安全推進機構
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第17条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第18条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		内定後1週間以内に提出		
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第20条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第20条
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第29条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第29条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第29条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第29条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規則	第6条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第31条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第32条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第31条
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	28条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款 会計処理規則	第36条 第32条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第25条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第25条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規則	第1条から第4条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護方針 個人情報保護規則	1から5 第1条から第18条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局組織規則 事務局組織規則第2条の2の規則に基づく組織設置規則	第2条から第4条 第4条から第6条
(2) 職制		公募申請時に提出	職務権限規程	第2条、第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	職務権限規程	第2条、第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	職務権限規程 事務処理規則	第2条、第3条 第1条から第9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規則	第1条から第24条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規則	第4条、第7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	職務権限規程	第3条、第4条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規則	第1条から第15条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規則	第10条、第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規則 ※理事会、社員総会、評議員会の議事録が対象に定められていないため内定後修正提出	第3条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規則	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規則	第3条、第31条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規則	第6条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規則	第7条、第8条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規則	第11条、第12条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	会計処理規則	第26条から第29条
(7) 決算		公募申請時に提出	会計処理規則	第30条